

学校給食費の無償化を国に求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条において「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされており、子どもたちの成長にとって大切な要素であります。また同法第11条において、学校給食費は保護者の負担と定めています。

近年、国際情勢等を背景とした物価高騰が長期化し、市民生活が逼迫する中、子育て世帯の教育費負担は学校給食費だけでなく、教材費、学用品、制服、修学旅行の費用等多岐にわたっており、保護者の大きな負担となっています。こうした中、子どもの貧困対策はもとより、子育て支援や少子化対策として、学校給食費を全額補助、または一部補助する市町村が増えてきています。しかし、学校給食費の無償化は人件費や高騰する材料費及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念があり、実施に踏み切れない市町村も少なくはなく、財政力の差により自治体間格差が生じている実態もあります。

本来、公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担の格差が生じないように努め、給食の無償化を全国の義務教育諸学校で実現することは国の責務であると考えます。

わが国の未来を切り拓く子どもたちの健やかな成長を保障するため、保護者負担を定める学校給食法の見直しを行い、財源確保も含めて国の責任において、すべての市町村が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月21日

大和高田市議会